	(1)　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の6の中欄の設備別記載事項の1の(3)の次に次のように加える。

	(4)　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

別表第二のその他発電用原子炉の附属施設の6の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を、「強度に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を加え、同表のその他発電用原子炉の附属施設の7及び9の下欄中「耐震性に関する説明書」の下に「（支持構造物を含めて記載すること。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前に施設に着手した工事であって、この規則の施行により新たに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の九第一項又は法第四十三条の三の十第一項の規定に該当するものを行っている者は、この規則の施行後においても引き続きその工事を行うことができる。

第三条　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の規定による認可を受けようとする場合又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項又は添付すべき書類については、この規則の施行前においても、この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）別表第二の規定の例によることができる。

（書類の提出）

第四条　次に掲げる工事の計画であって、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合していると認められたもの（新実用炉規則別表第二の規定の例によるものを除く。）については、この規則の施行後、遅滞なく、新実用炉規則別表第二の規定の例により、新実用炉規則第九条第一項第二号又は第十二条第一項第二号に掲げる工事計画に関する書類を作成し、及び必要な書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　この規則の施行前に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の規定による認可を受けた工事の計画

二　この規則の施行前に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の十第三項の規定により同条第二項に規定する期間が短縮された場合又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する期間が延長された場合にあっては、当該短縮又は延長後の期間）を経過した工事の計画

告示

○国家公安委員会告示第三十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十日　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上覧に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上覧に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分

路線名	区間
［略］	［略］
四百七十五号	豊田市から関市まで
	大垣市から岐阜県養老郡養老町まで
	三重県員弁郡東員町から四日市市まで
［略］	［略］

路線名	区間
［同上］	［同上］
四百七十五号	豊田市から関市まで
	大垣市から岐阜県養老郡養老町まで
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十八年八月十一日から施行する。

○総務省告示第三百七号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項及び第二項の規定により平成二十八年総務省告示第百八十六号をもって指定した対象政党事務所及び当該対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域について、次の政党事務所が、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所でなくなったため、同条第六項の規定により指定を解除したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十八年八月十日　総務大臣　山本　早苗

新党改革本部